

岐阜県公報

第二千八百六十三号
平成二十九年七月十一日

(火曜日)

目次

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者審査委員会規則

人事委員会規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する訪問看護事業者等の指定

指定医療機関の廃止の届出

指定訪問看護事業者等の所在地の変更届出

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定

第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更

保安林の解除をしようとする旨の通知

保安林に指定する予定である旨の通知

各務原都市計画道路事業の事業計画の変更認可

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

政治団体の異動事項等の公表

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

公 示

公共測量の終了

大垣都市計画の図書の縦覧

(選挙管理委員会) 四四九

(同) 四五〇

(同) 四五一

(同) 四五二

(用地課) 四五二

(都市政策課) 四五三

(地域福祉課) 四四四

(同) 四四四

(同) 四四五

(同) 四四五

(同) 四四五

(同) 四四五

(同) 四四六

(里川振興課) 四四六

(治山課) 四四七

(同) 四四七

(都市整備課) 四四九

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十三号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「岐阜県職業能力開発審議会委員」を「岐阜県職業能力開発審議会博物館指定管理者審査委員会委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十四号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条の表労働雇用課の部の次に次のように加える。

| | | |
|---------|--------------------------|--------------------------------------|
| 航空宇宙産業課 | 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者審査委員 | 岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務 |
|---------|--------------------------|--------------------------------------|

会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者審査委員会規則をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十五号

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者審査委員会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）第二条の規定に基づき、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務等）

第二条 委員会の所掌事務は、次の事項とし、その結果を知事に報告するものとする。

一 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の管理を行う法人その他の団体をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「申請団体」という。）について、指定管理者としての適合性、妥当性等の審査（以下「審査」という。）を行うこと。

二 県が特定の法人その他の団体のみから指定管理者の指定に係る申請を受ける方法（以下「特定者指名」という。）により指定管理者を募集しようとする場合において、その妥当性を判断すること。

三 特定者指名に係る審査の実施の要否を判断すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項に関して調査審議すること。

2 委員会の委員は、知事の求めに応じ、募集要項（指定管理者の募集に関する事項を記載した書面をいう。）の妥当性について意見を述べるものとする。

（組織）

第三条 委員会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、公共政策、経営能力判断、維持管理、施設経営、県民協働その他の審査に必要と認められる事項に関する有識者のうちから、知事が任命する。
 (委員の任期)

第四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。
 (委員長等)

第五条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の総意をもって決する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

5 委員会の会議は、公開しない。

6 委員会の審議を要する事項について、緊急を要するため会議を招集する暇がないとき、又は審査、判断若しくは意見の取りまとめが容易で会議を招集する必要がないと委員長が認めるときは、委員の過半数に回議して、会議の審議に代えることができる。
 (守秘義務等)

第七条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、審査に関し、申請団体と接触してはならない。

3 委員は、審査に関して申請団体から接触があったときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

4 委員は、県が委員に対して行う申請団体との利害関係の有無に関する調査において、当該利害関係の有無その他必要な事項を知事に報告しなければならない。

5 申請団体との間に利害関係がある委員は、当該申請団体に関する審査のための会議に出席することができない。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会規約(平成二十九年岐阜県告示第九十三号)第二条の岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(岐阜県指定管理者審査委員会規則の一部改正)

2 岐阜県指定管理者審査委員会規則(平成二十五年岐阜県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「岐阜産業会館」の下に「及び岐阜かかみがはら航空宇宙博物館」を加える。

人事委員会規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十三号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則(昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

(条例第十條第十項第二号に規定する人事委員会規則で定める者)
 第十五條の二 条例第十條第十項第二号イの人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 雇用保険法第二十四條の二第一項第一号に掲げる者に相当する者 退職職員(退職した条例第二條第一項に規定する職員(同條第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であつて、雇用保険法第二十四條の二第一項第一号に掲げる者に該当するもの
 - 二 雇用保険法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四條第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際従事していた事務を同法第五條第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に該当するもの
 - 三 雇用保険法第二十四條の二第一項第三号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四條第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際従事していた事務を同法第五條第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四條の二第一項第三号に掲げる者に該当するもの
- 2 条例第十條第十項第二号ロの人事委員会規則で定める者は、前項第二号に定める者とする。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九條及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四條第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九條の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五條の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四條第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五條の三の規定に

より告示する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------------|--------------------|-----------|
| ますだ 歯科 | 揖斐郡揖斐川町清水字兵庫野一〇九〇六 | 平成二九・四・一 |
| きたがた調剤薬局 | 本巣郡北方町北方字地下前五八二一四 | 同 |
| パンピ調剤薬局 | 山県市東深瀬五七三一 | 同 |
| かさぬい薬局 | 大垣市笠縫町字奥屋敷四五九一 | 同 |
| 柳沢 齒科 医院 | 中津川市中津川一三三四一七 | 平成二九・五・一 |
| ながお在宅クリニック 多治見 | 多治見市笠原町向島二四五五 一四 | 平成二九・六・一 |

岐阜県告示第三百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九條及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四條第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九條の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五條の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四條第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五條の三の規定により告示する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 訪問看護事業者等の名称 | 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 | 訪問看護ステーション等の名称 | 訪問看護ステーション等の所在地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|---------------------|----------------|-----------------|-----------|
| | | | | |

株式会社メデイ
カルケア
愛知県江南市前飛
保町緑ヶ丘八三
訪問看護ステ
ーションよつ葉
あんばち
芝原北一四
一フロレスト八
イム21 一階二
号室
平成
元・五
一

社会医療法人
聖泉会
四三一 一六〇
社会医療法人
聖泉会 聖十字
訪問看護ステ
ーション きらり
土岐市泉町久尻二
四三一 一六〇
平成
元・六
一

岐阜県告示第三百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|------------|-----------------------|-----------|
| きたがた調剤薬局 | 本巣郡北方町北方字地下前五八二 一四 | 平成二九・三・三一 |
| パンピ調剤薬局 | 山県市東深瀬五七三 一 | 同 |
| 柳沢歯科医院 | 中津川市中津川一三三四 一七 | 平成二九・四・三〇 |
| 竹中胃腸科小児科医院 | 揖斐郡池田町八幡一九三 | 平成二九・五・二五 |
| 田中歯科医院 | 海津市海津町平原字貫川一八六八 | 平成二九・五・二二 |

岐阜県告示第三百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 指定訪問看護事業者等の名称 | 指定訪問看護事業者等の主たる業務の所在地 | 訪問看護ステーション等の名称 | 訪問看護ステーション等の所在地 | 変 更 年 月 日 |
|---------------|----------------------|----------------|-----------------|--------------|
| 医療法人 徳養 | 大垣市笠木町三八六 | 沼口訪問看護ステーション | 新大垣市笠木町三八六 一 | 平成 二九・二・一 |
| 医療法人 徳養 | 大垣市笠木町三八六 | ミターユース | 旧大垣市笠木町六五〇 | 平成 二九・二・一 |

岐阜県告示第三百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指定年月日

株式会社やさしい手ユニシ

岐阜県各務原市那加前野町三丁目一三三番地

訪問介護

やさしい手まえの

岐阜県各務原市那加前野町三丁目一三三番地

平成二九・四・一

株式会社やさしい手ユニシ

岐阜県各務原市那加前野町三丁目一三三番地

介護予防訪問介護

やさしい手まえの

岐阜県各務原市那加前野町三丁目一三三番地

同

有限会社 中部GPF

愛知県名古屋市長島町中野一丁目一六番地八

居宅介護支援事業

中部ケアプランセンター

岐阜県各務原市那加前野町三丁目一三三番地

平成二九・六・一

有限会社 中部GPF

愛知県名古屋市長島町中野一丁目一六番地八

訪問看護

訪問看護ステーション中部

岐阜県各務原市那加前野町三丁目一三三番地

同

有限会社 中部GPF

愛知県名古屋市長島町中野一丁目一六番地八

訪問看護

訪問看護ステーション中部

岐阜県各務原市那加前野町三丁目一三三番地

同

有限会社 中部GPF

愛知県名古屋市長島町中野一丁目一六番地八

介護予防訪問看護

訪問看護ステーション中部

岐阜県各務原市那加前野町三丁目一三三番地

同

岐阜県告示第三百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古田 肇

戸崎 政寿 戸崎 治療室 羽島郡笠松町東陽町四八 三

平成二九・六・一

平成二九・六・一

岐阜県告示第三百七十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十九年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

漁業権者の名称及び住所

免許番号

変更の内容

遊漁規則施行の日

根尾川筋漁業協同組合
本巢市山口八九七番地

内共第八号

次のとおり

平成三十年一月一日

郡上漁業協同組合
郡上市八幡町有坂一三三八番地

内共第十七号

次のとおり

平成二十九年五月十六日

板取川上流漁業協同組合

内共第二十号

次のとおり

平成二十九年五月十六日

氏名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年指月日定

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|---------------------------------|-------------|-------|-------------|
| 関市洞戸大野字村前八四〇番地の五 | 一号 | | 日 |
| 益田川漁業協同組合 下呂市萩原町羽根二七〇〇番地二五 | 内共第二十 九号 | 次のとおり | 平成三十年一月一日 |
| 馬瀬川下流漁業協同組合 下呂市金山町祖師野三九九番地の一 | 内共第三十 一号 | 次のとおり | 平成二十九年五月十六日 |
| 馬瀬川上流漁業協同組合 下呂市馬瀬名丸五番地の八 | 内共第三十 二号 | 次のとおり | 平成三十年一月一日 |

（「次」は省略し、岐阜県農政部里川振興課水産振興室に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

大野郡白川村大字福島字谷日面一三の二八・字瀬戸平五九の二五（以上二筆国有林
次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市千島町八八六、八八七の一、八九二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字白谷一三〇四〇一〇〇、一三〇四〇一〇一、一三〇四〇一〇二、一三〇四〇一〇三

一三〇四の一〇九、一三〇四の一四、一三〇四の一五、一三〇四の一七、一三〇四の一八、一三〇四の二〇から一三〇四の二五まで、一三〇四の二八

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字白谷一三〇四の一〇七・一三〇四の一五・一三〇四の一八・一三〇四の

二〇から一三〇四の二四まで(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字轆轤師一六七八の一(次の図に示す部分に限る。)、一六七八の二、一六七八の三、一六七九の一、一六七九の三、一六七九の四、一六八四、一六八七の一、一六八七の八、字重光一九〇二の一、一九〇四の一、一九〇四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大和町大間見字轆轤師一六七八の一(次の図に示す部分に限る。)、一六七八の

二、一六七八の三、一六七九の三、一六七九の四、一六七九の一・一六八四・一

六八七の一・一六八七の八・字重光一九〇二の一・一九〇四の一・一九〇四の二

(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大野郡白川村大字飯島字峠ノ上一七一九の一、一七一九の二六、一七一九の五四、一七一九の五五、一七一九の六二、字タロビ一八二五の五、一八二五の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、各務原都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

各務原市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成二十四年岐阜県告示第百九十八号 各務原都市計画道路事業 三・三・十八号

犬山東町線バイパス及び三・五・十号 犬山東町線

三 事業施行期間

平成二十四年六月二十六日から

同三十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十九年七月十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

1 平成29年6月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数

1,695,643人

2 総数の50分の1の数

33,913人

3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

311,956人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

| 選挙区名 | 総数(人) | 3分の1の数(人) |
|------|---------|-----------|
| 岐阜市 | 340,104 | 113,368 |
| 大垣市 | 147,993 | 49,331 |

| | | |
|-------|---------|--------|
| 高山市 | 76,181 | 25,394 |
| 多治見市 | 94,414 | 31,472 |
| 関市 | 73,905 | 24,635 |
| 中津川市 | 66,543 | 22,181 |
| 美濃市 | 18,014 | 6,005 |
| 瑞浪市 | 31,871 | 10,624 |
| 羽島市 | 55,893 | 18,631 |
| 恵那市 | 43,248 | 14,416 |
| 美濃加茂市 | 42,259 | 14,087 |
| 土岐市 | 49,288 | 16,430 |
| 各務原市 | 121,329 | 40,443 |
| 可児市 | 95,311 | 31,771 |
| 山県市 | 23,438 | 7,813 |
| 瑞穂市 | 42,001 | 14,001 |
| 飛騨市 | 21,443 | 7,148 |
| 本巣市 | 43,215 | 14,405 |

| | | |
|-----|--------|--------|
| 郡上市 | 36,457 | 12,153 |
| 下呂市 | 28,725 | 9,575 |
| 海津市 | 30,191 | 10,064 |
| 羽島郡 | 38,783 | 12,928 |
| 養老郡 | 25,137 | 8,379 |
| 不破郡 | 29,016 | 9,672 |
| 安八郡 | 20,114 | 6,705 |
| 揖斐郡 | 57,872 | 19,291 |
| 加茂郡 | 42,898 | 14,300 |

岐阜県選挙管理委員会第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたもの、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり通知する。

平成二十七年七月十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

1 政党の支部

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

| | | | | | | |
|---------------------|--------|----------|-------------|--------------------------|-------|------------|
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 | 公職の種類 | 届年月日 |
| 日本維新の会衆議院岐阜県第4選挙区支部 | 佐伯哲也 | 佐伯美紀子 | 可児市若葉台8 145 | | 衆議院議員 | 平成29年5月17日 |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|----------|--------|----------|-----------------|------------|
| 伊藤ひさえ後援会 | 安藤和子 | 伊藤久恵 | 海津市南濃町志津859 | 平成29年5月10日 |
| 小野正勝後援会 | 小野正勝 | 小野優子 | 美濃加茂市山之上町2819 5 | 平成29年5月26日 |

岐阜県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その

異動事項等を次のとおり告示する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異年月日 |
|-------------------|--------|------------|----------|-----------|------------|
| 自由民主党岐阜県関市第二支部 | 尾藤義昭 | 会計責任者 | 寺町義昭 | 櫻田正司 | 平成29年1月1日 |
| 自由民主党岐阜県林材業支部 | 日置敏明 | 会計責任者 | 瀬上繁隆 | 森 勝 | 平成29年5月1日 |
| 民進党岐阜県参議院選挙区第3総支部 | 小見山幸治 | 会計責任者 | 小見山佳子 | 棚橋功史 | 平成29年5月22日 |
| 青山貞一後援会 | 青山貞範 | 代表者 | 青山貞範 | 青山貞夫 | 平成29年3月1日 |
| いもに会 | 尾藤義昭 | 会計責任者 | 寺町義昭 | 櫻田正司 | 平成29年1月1日 |
| 岐阜県医師連盟下呂市支部 | 阿部親司 | 会計責任者 | 小池利幸 | 藤岡均 | 平成29年5月26日 |
| 岐阜県歯科衛生士連盟 | 澤井智子 | 代表者 | 澤井智子 | 森川範江 | 平成29年5月21日 |
| 小見山幸治後援会 | 野々垣孝彦 | 会計責任者 | 小見山佳子 | 棚橋功史 | 平成29年5月22日 |
| 関市議会明政会 | 太田博勝 | 代表者 | 太田博勝 | 山藤証彦 | 平成29年5月1日 |
| | | 主たる事務所の所在地 | 関市広見1853 | 関市下有知4053 | |

| | | | | | | | | |
|-----------------|-------|------------|---------------|----------------|------------|--|--|--|
| 名古屋税理士政治連盟岐阜北支部 | 増田敏男 | 会計責任者 | 川崎賢二 | 深川祐司 | 平成29年5月19日 | | | |
| 名古屋税理士政治連盟岐阜南支部 | 伏屋啓一 | 代表者 | 伏屋啓一 | 花村孝行 | 平成29年5月16日 | | | |
| | | 主たる事務所の所在地 | 羽島郡岐南町下印食3 10 | 羽島市福寿町本郷664 13 | | | | |
| 尾藤義昭後援会 | 常川公男 | 会計責任者 | 寺町義昭 | 櫻田正司 | 平成29年1月1日 | | | |
| 尾藤義昭わかくさクラブ | 今峰徹 | 会計責任者 | 寺町義昭 | 櫻田正司 | 平成29年1月1日 | | | |
| 未来改革幸山会 | 小見山幸治 | 会計責任者 | 小見山佳子 | 棚橋功史 | 平成29年5月22日 | | | |

岐阜県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告

平成二十九年七月十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 解散年月日 | 政党又は政令の支部の場合その旨の表示 | 当該政党の支部を支部とする名称 | 一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示 |
|-------------|---------|----------|-------------------|------------|--------------------|-----------------|-----------------------------|
| 新しい町をつくる会 | 高木正宣 | 谷好彦 | 不破郡関ケ原町大字関ケ原36123 | 平成28年3月30日 | | | |
| 佐藤みつひろを育てる会 | 安田昌次 | 遺藤一夫 | 加茂郡川辺町中川辺75 1 | 平成29年5月1日 | | | |
| 平野やすひろ後援会 | 岩 砂 和 雄 | 松 原 邦 芳 | 岐阜市黒野184 | 平成29年5月18日 | | | |

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった

ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（岐阜県共有空間データ作成）

三 作業期間

平成二十九年七月三日から

平成三十年三月九日まで

四 作業地域

岐阜県内

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画と畜場

一号 大垣食肉供給センターと畜場

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

平成二十九年七月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社